

最低制限価格の算定基準について

【建設工事】

建設工事における最低制限価格の算定基準は、以下のとおりです。

●対象工事

工事契約課で入札・契約を行う、建設工事（WTO案件を除く。）

●内容

【最低制限基準額】

直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費等×68%

※ 最低制限基準額は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の千円未満を切り捨てた額によって算出します。

【最低制限基準額の上限及び下限】

予定価格の92%～75%

【最低制限価格】

上記により算出した最低制限基準額を基礎として、当該額を下回らないように、開札時に、電子入札システムの自動設定システムにより無作為に抽出した額を最低制限価格として決定します。

熊本市総務局契約監理部工事契約課
TEL 096-328-2442